

福島第二原子力発電所1号（2, 3, 4号）発電用原子炉 廃止措置計画変更認可申請書について

令和4年12月12日
東京電力ホールディングス株式会社

- 1. 主な変更点P.2
- 2. 廃止措置計画の変更概要P.3,4

1. 主な変更点

今回の廃止措置計画の変更点については、以下のとおり

- 本文六 性能維持施設の一部変更

2. 廃止措置計画の変更概要（1 / 2）

（1）変更の概要

- 受動形個人線量計の導入に伴い、福島第二原子力発電所1号、2号、3号及び4号炉の廃止措置計画認可申請書（以下、「廃止措置計画」という。）を変更する。
 - 1号、2号、3号及び4号炉廃止措置計画 本文六 性能維持施設

（2）背景

- 『放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則』（以下、「RI法施行規則」という。）の一部が改正され、外部被ばくの個人線量計の信頼性確保が義務化される（2020年9月11日公布、2023年10月1日施行）。
- 義務化に伴い、『放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド』に基づく対応が必要であり、公益財団法人日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）に認定された測定サービス事業者から受動形個人線量計※の提供を受けるか、自らJAB認定を取得して線量評価を行うことで個人線量計の信頼性が確保されることとなる。

※認証を受けた線量計が現状受動形個人線量計のみであり、電子式線量計でJAB認定を得た事業者はない。
- 当社としては、JAB認定された測定サービス事業者から提供される受動形個人線量計を使用して今後個人線量評価を実施する予定としていることから、運用変更に伴い、廃止措置計画の関連箇所を変更する(2023年4月1日から運用開始予定)。

2. 廃止措置計画の変更概要（2 / 2）

本文六 性能維持施設の変更箇所

以下は福島第二原子力発電所 1 号炉廃止措置計画の変更内容（2 号，3 号及び 4 号炉も同じ変更を行う）。

第 6 - 2 表 性能維持施設（1 号及び 2 号炉共用又は 1 号，2 号，3 号及び 4 号炉共用として付帯する施設及び設備）（5 / 1 1）の抜粋

<変更前>

施設区分	設備等の区分	位置，構造及び設備		
		設備（建家）名称	維持台数	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	個人管理用測定設備及び測定機器※ ²	1 式	<ul style="list-style-type: none"> 位置：事務建屋内，サービス建家内，廃棄物処理建屋内，固体廃棄物貯蔵庫内 種類：プラスチックシンチレーション検出器，シリコン半導体検出器

※1：1 号及び 2 号炉共用

※2：1 号，2 号，3 号及び 4 号炉共用

<変更後>

施設区分	設備等の区分	位置，構造及び設備		
		設備（建家）名称	維持台数	
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	個人管理用測定設備及び測定機器※ ²	1 式	<ul style="list-style-type: none"> 位置：事務建屋内他 種類：プラスチックシンチレーション検出器，公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)により認定を受けた受動形個人線量計

※1：1 号及び 2 号炉共用

※2：1 号，2 号，3 号及び 4 号炉共用

位置，構造及び設備の一部記載を変更

■ 「種類」について

RI法施行規則の一部改正に伴い，受動形個人線量計を今後使用することから「シリコン半導体検出器（電子式線量計）」から「公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)により認定を受けた受動形個人線量計」※に記載を変更する。

受動形個人線量計は，保安規定第46条（放射線業務従事者の線量管理等）で要求される放射線業務従事者の定期的な線量管理に用いることができ，シリコン半導体検出器（電子式線量計）と同じく，その要求を満たすものである。

※ 改正 令和4 年3 月16 日 原規放発第2 2 0 3 1 6 1 7 号 原子力規制委員会決定「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」を元に記載を変更

■ 「位置」について

受動形個人線量計は放射線業務従事者個人が所持することに伴い，それに応じた場所（事務建屋内他）に変更するもの。